

第1回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

【日時】

平成28年9月27日（月）17：30～20：00

【場所】

島田市役所 4階 第3委員会室

【出席者】

制定委員：染谷市長、高木副市長、濱田教育長、牛尾理事、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、横田川健康福祉部長、今村こども未来部長、北川産業観光部長、大村都市基盤部長、伊藤行政経営部長、畑教育部長、森田病院事務部長、鈴木議会事務局長

事務局：渡辺地域づくり課長、藪崎地域づくり課長補佐、友野主査、瀧賀主事

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

(1) 島田市自治基本条例素案について

資料2に基づき素案の特徴を説明した後、資料1・3を用いて素案の検討を行なった。

○制定委員からの意見

■第1章 総則

- ・第1条…「市民等、議会、市長等の役割等」は「等」が続くので文章として好ましくない。
- ・第1条…「役割等」は権利と役割を指すと思うが、権利を明記したほうがよい。
- ・第2条（4）…「自主性」は「立場」にしたほうがわかりやすいのでは。
- ・第2条（5）…「生活環境の整備、安心及び安全の確保」は順番を変えたほうがいいのでは。

■第2章 まちづくりの基本理念

- ・第4条（3）（4）…（1）（2）の文章と合わせて、繋げて一文にしたほうがいいのでは。

■第3章 市民等の権利及び役割

- ・第5条2…出不足料などの習慣を考えると、規定しないほうが実情と合っているのでは。
- ・第6条(2)…社会教育の理念(自ら学ぶ姿勢)を追加したほうがいいのでは。
- ・第6条3…文言をもっとわかりやすく。

■第4章 議会及び議員の役割

- ・第7条…「監視機関」は一般的な用語ではないと思う。

■第7章 市民参画

- ・第13条…文言をもっとわかりやすく。
- ・第14条…社会教育の理念(自ら学ぶ姿勢)を大事にしたいので、行政が強く義務を負う条文はふさわしくないのでは。
- ・第15条2…この「市長」は市長個人を指すと思うが、組織としての「市長」と明確な区別をしたほうがいいのでは。

■第9条 市政運営

- ・第19条2…第13条の市民参画で規定しているため重複しているのではないか。
- ・第22条…公共施設の適正管理は重要な課題であると思うが、恒久的なものではない。総合計画等で定めるものと考え、自治基本条例での記載は不適と考える。

※以上の意見を踏まえ、法規担当部署(経営管理課)と協議し、素案をまとめ、9月30日の全員協議会で示すこととなった。

4 その他
特になし。

5 閉会

以上